

北杜市小口資金融資（信用保証）制度のご案内

【融資（信用保証）内容】

- ◎普通融資 750万円以内
 - ・融資期間
 - 運転資金 5年以内
 - 設備資金 7年以内
- ◎緊急融資 50万円以内
 - ・融資期間 1年以内
- ◎貸付利率
 - ・金融機関の所定金利

【融資資格】 ※下記資格をすべて満たすことが必要です。

- ①常時使用する従業員が20名以下の会社又は個人（商業・サービス業は5人以下）
- ②北杜市内に店舗・事業所がある会社又は個人
- ③申込の日以前1年以上、北杜市内に居住していること
- ④申込の日以前1年以上、同一の業種を営んでいること
- ⑤事業税又は市民税の所得割額（法人税割額）について、申込日以前1年間において納期が到来した税額を完納していること。

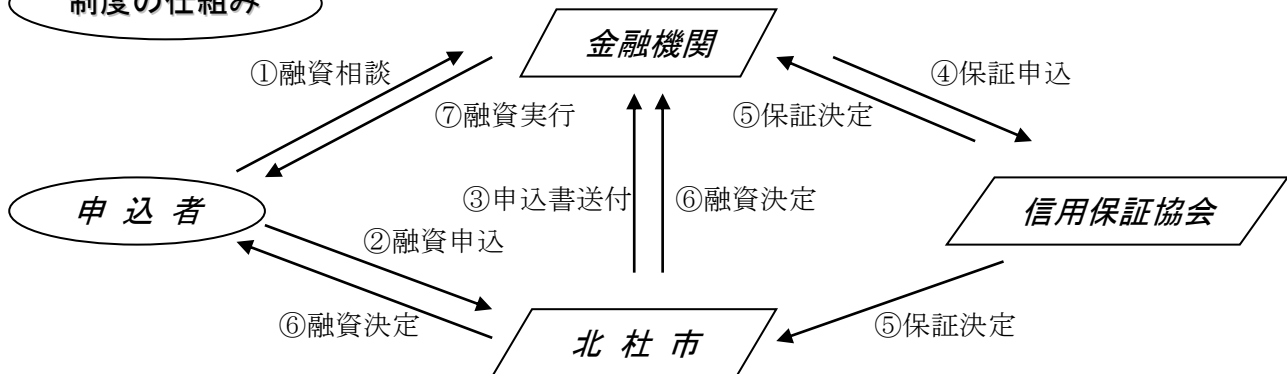
【融資のお申し込み】

- 1 融資を希望される方は、あらかじめ借入を希望する金融機関に融資相談したうえで、市（商工・食農課）へ融資申込をしてください。
※右記の①～⑪の提出書類をご用意ください。
- 2 市では内容を審査し、適当と認めるときは、金融機関の承認を得て信用保証協会へ送付します。
- 3 信用保証協会では、内容を審査のうえ適否を決定し、市長を経由して申込者に通知します。
- 4 適当と認められた場合には、金融機関は信用保証書に基づき、貸付（融資）を実行します。
※審査結果によっては、融資されない場合もあります。

【申込者が用意する提出書類】

- ①信用保証委託申込書(3枚複写)
- ②信用保証委託契約書
- ③印鑑証明書
- ④営業登録認可証の写し
※業種によって必要
- ⑤商業登記簿謄本
- ⑥定款の写し
- ⑦確定申告書又は決算書の写し
- ⑧納税証明書
- ⑨設備資金の場合は、
契約書又は見積書
- ⑩借入を希望する金融機関の
意見書
- ⑪個人情報承諾書（保証協会用）

制度の仕組み



◎お問い合わせ先

【北杜市小口融資制度の相談窓口】

北杜市商工・食農課 電話 0551-42-1354

【融資全般の相談窓口】

中小企業金融相談窓口 電話 055-223-1538